

多度津町部活動地域展開推進計画

(案)



令和8年2月
多度津町教育委員会



はじめに

多度津町において部活動は、長きにわたり、生徒や保護者、地域住民から学校教育の一環と目されてきました。本町の中学校期の生徒たちは、部活動をスポーツや文化芸術等に親しむ機会ととらえ、自主的・自発的にその場に参加してきました。また、学校教育の一端としての価値として、責任感や連帯感の寛容、自主性・自律性の育成などに成果が見られ、学校全体への愛校精神や自尊感情の向上にも寄与してきました。

しかし、昨今は全国的に少子化の波が押し寄せています。京阪神と海を隔てて対極にある本町では、町民の高齢率の進展とともに、予想以上に学校規模の縮小が進んでいます。本町に一校設置されている多度津中学校は、一時期は生徒数が1,000人を優に超えましたが、現在は500人に届かない生徒数となっています。このため、年によっては新入部員がない、もしくはチームが成り立たない部活動が見られるようになりました。加えて、これまで献身的に部活動経営に関わり、強力に生徒の活動を支えてきた教職員ですが、いわゆる「働き方改革」の中で、自身の勤務内容を精選する必要に迫られ、指導時間の縮小や見直しが行われています。

今、国では、このような中学校部活動を取り巻く状況の変化に従い、スポーツ庁や文化庁が旗振り役となり、部活動の地域展開を強力に進める姿勢を年ごとに強めています。香川県においても、国と連携し、県内各市町と密接に連携をとりつつ、部活動改革の姿をあきらかにしようとしています。そこでは、部活動の持ちうる良質の資源を、未来の子どもたちにできるだけ引き継ごうとする姿勢とともに、教師の献身性の裏側に見え隠れする「勝利至上主義」や「生徒の耐力を超え行き過ぎた指導」を排除し、新たな指導形態は、部活動以上のものにしたいとの思いが存在します。

これらのことを念頭に、多度津町では、令和6年10月に、「多度津町部活動地域移行検討協議会」を設置し、本町の現状を踏まえた各種状況・条件の整理を行い、アンケートや聞き取りを実施し、国や県の動向も注意深く見とりながら、多度津町として実施可能な形のロードマップ作りに取り組んできました。そして、道途中ではありますが、多度津町としての推進計画を、素案として具体的にできる資料・材料をようやく整えることができました。

この度策定する本推進計画（素案）は、部活動地域展開に不確定な部分が多くある中で、本町が目指す道しるべを少しでも具体的に描き、一旦まとめを行います。そして、この道しるべを利用し、現段階で懸命にスポーツ・文化芸術活動に取り組む子どもたちを少しでも支え、国や県とも連携しつつ、地域住民の方と協力し、修正を重ね、よりよい推進方針の構築をめざすものです。加えて、そこで育つ子供たちが、今まで以上の良環境にめぐまれ、未来の多度津町を背負っていくべく健全な成長を遂げることを企図するものです。子供たちは地域全体の力で育つものを意図され、関係各方面にはこれからも多大なご支援・ご協力を願うところです。

目次

1 推進計画策定の背景	P1
(1) 多度津町の現状	P 1
(2) アンケート結果から	P 4
(3) 教職員のはたらき方	P 6
2 基本目標と基本方針	P8
(1) 基本目標	P 8
(2) 基本方針	P 8
3 地域展開に向けたロードマップ	P9
(1) ゴールイメージ	P 9
(2) 多度津町部活動地域移行検討協議会と各種リソース	P10
(3) 地域クラブ活動の認定について	P11
(4) 運営主体の在り方	P11
(5) スケジュール	P11
4 課題と対応	P12
(1) ロードマップの修正方法	P12
(2) 学校との連携	P13
(3) 大会の参加	P13
(4) 多種多様な機会の提供	P14
(5) 保護者負担について	P14
(6) 活動施設について	P15
5 その他	P15
(1) 兼職・兼業及び教職員の異動に対して	P15
(2) 保険・補償	P15
(3) 平日部活動との連携	P15
(4) 免責事項（諸対応の合理性）	P16
(5) 研修・研究	P16
(6) 地域発信・広報	P16

おわりに

1 推進計画策定の背景

(1) 多度津町の現状

① スポーツの町、多度津町

ア 施設の充実

多度津町は、文化芸術・運動に関する施設・設備が充実している町である。役場には最新鋭の交流施設が設置され、町の中央にはコンサートホールを備えた「サクラートたどつ」、海浜の臨海造成地区には、多度津町総合スポーツセンターがあり、野球場、体育館、武道場、テニスコートが設置されている。また、トレーニングセンターを併設した「多度津町立屋内温水プール」、加えて、別途公的敷地内ではあるが、多度津町が管理する「多度津町堀江サッカー場」が整備されている。

町内には1中学校、4小学校があり、それぞれには十分な広さがある運動場及び屋内運動場が整備され、夜間や休日には、社会体育施設として開放されている。中学校の隣には、勤労青少年ホームとして、武道場が設置されている。人口2万人強の町ではあるが、社会的な文化芸術・スポーツ環境は充実しているといえる。



サクラートたどつ



町民球場

イ スポーツ少年団等の充実

町内には体育協会が16連盟あり、競技種別は（野球連盟・ソフトボール連盟・バレーボール連盟・レクリエーション連盟・柔道連盟・バドミントン連盟・体操連盟・少林寺拳法連盟・テニス連盟・空手道連盟・水泳連盟・卓球連盟・バスケットボール連盟・サッカー連盟・インディアカ連盟・グラウンドゴルフ連盟）となっている。また、小学生を中心とした少年育成のために、12種目のスポーツ少年団（少林寺拳法・バレーボール・剣道・ソフトボール・空手道・卓球・柔道・野球・ソフトテニス・バスケットボール・多種目・レスリング）が設立されている。加えて、総合型地域スポーツクラブとして、「一般社団法人ジョイナスたどつ」が設立されている。（令和7年11月1日現在）

ウ 生涯教育を背景とした強力なクラブの存在

町内にはサッカー競技において、四国リーグの常連となった「多度津FC」があり、多度津町堀江サッカー場を拠点として日々その実力を高めている。また、町内中心には、多度津町発祥の「少林寺拳法総本部」があり、日本国内のみならず世界各地からその技を磨くために多くの人々が本部を訪れている。



学校武道にも採用されている「少林寺拳法」

② 少子化の進展

ア 部活動の現状と部活動の種類

表:多度津町部活動の現状(令和7年度)

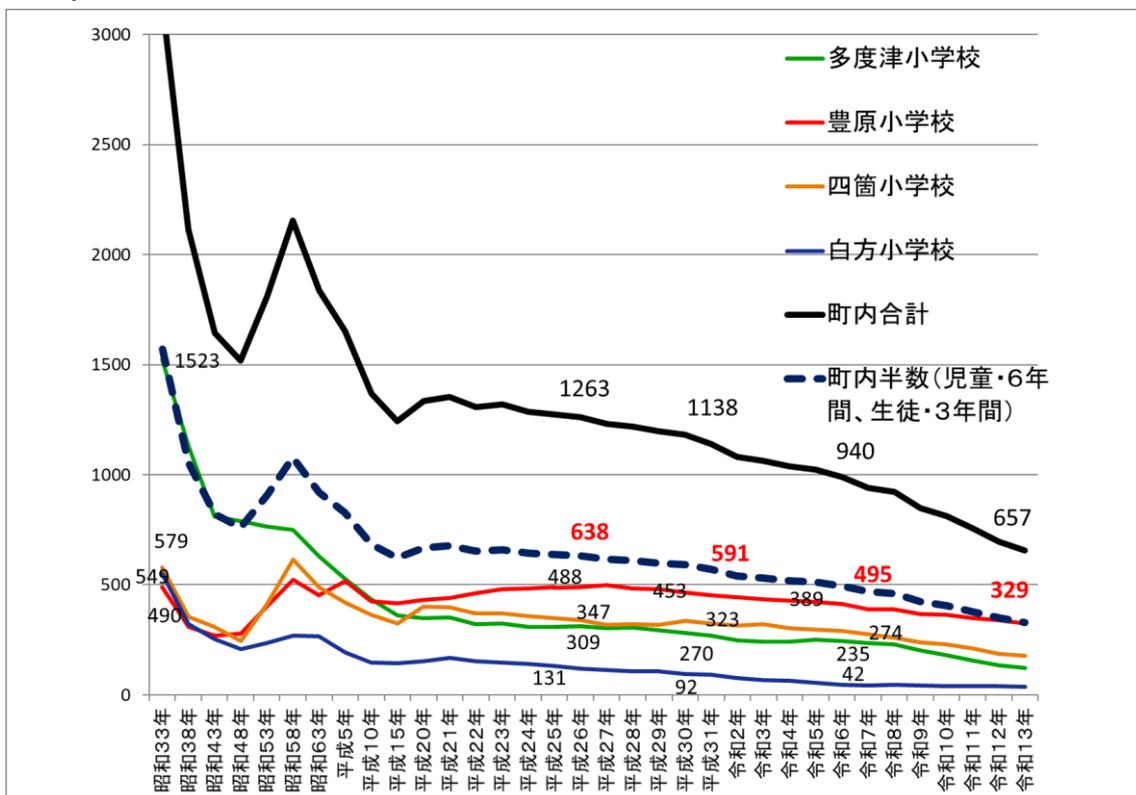
	部活動名	男子生徒				女子生徒				合計
		1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	
1	陸上	7	9	15	31	1	6	12	19	50
2	野球	6	5	7	18	0	0	0	0	18
3	ソフトテニス	2	5	1	8	6	7	7	20	28
4	バレーボール	3	6	13	22	5	5	3	13	35
5	バスケットボール	0	7	10	17	6	7	5	18	35
6	卓球	0	9	8	17	3	5	1	9	26
7	バドミントン	7	0	0	7	12	20	9	41	48
8	柔道	0	0	1	1	0	1	0	1	2
9	剣道	1	7	0	8	1	1	1	3	11
10	サッカー	13	16	4	33	0	0	1	1	34
11	水泳	0	2	1	3	0	0	1	1	4
12	硬式テニス	1	3	0	4	2	0	0	2	6
13	少林寺拳法	2	0	1	3	6	7	1	14	17
14	空手	1	2	2	5	0	0	2	2	7
15	体操	0	0	1	1	0	0	0	0	1
16	レスリング	1	2	1	4	1	0	0	1	5
17	吹奏楽	3	3	3	9	7	10	9	26	38
18	美術	1	3	0	4	12	4	6	22	26
19	茶華道	0	0	0	0	6	7	3	16	16
20	コンピュータ	18	6	6	30	7	4	13	24	54
合計		66	85	74	225	75	84	74	233	461

多度津町の中学校は、「多度津町立多度津中学校」一校のみである。現段階で学年学級数が4～5クラスの中規模校である。伝統的に部活動が活発に行われており、特にサッカー、陸上、ソフトテニス、バレーボール、吹奏楽、レスリング、水泳は、県上位及び四国大会レベルに顔を並べている。少林寺拳法は全国的に少数部活動ではあるが、多度津町が発祥の地ということで盛んであり、毎年のように世界大会に進出をしている。

ただ、部活動数(種別)20を数えている。この数値は、全国的傾向の分析で、中規模校(500人弱)の部活動種別数として挙げられる「12～15」の数をはるかに上回っており、学校運営上、教職員顧問を各部に配置する上で、大きな困難を伴う結果をもたらしている。

イ 多度津町児童数の推移と将来予想

少子化の進展は、特に多度津町においてその影響が顕著に出ている。町内の児童生徒数は大幅に減少している。中学校進学時には、他市町にある私立学校への進学が一定数見られるため、ここでは町内4小学校の、過去から将来予測にかけての児童数の推移のグラフを掲げる。今後、これまで以上に急速な少子化が、多度津町内において進行するものと予測される。当然、中学校における部活動の維持は、特にチームスポーツを中心として困難であることが予想される。各種目において一定の規模が維持できる対応や体制づくりが急務であることが見てとれる。



町内各小学校の人数と、その合計を合わせた数値を表している。また、町内児童数の合計は「小学校6年間」が基本なので、中学校の就業年数である3年間に換算したものが、端数グラフとなる。過去の実績では、この8割から9割が多度津中学校に進学している。令和8年以降の数値は、町内新生児数をもとに計算したもので、年度が進むに従って、その誤差は大きくなる。(令和7年12月現在)

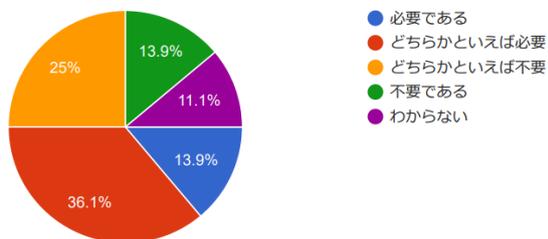
(2) アンケート結果から

多度津町教育委員会、及び多度津町部活動地域移行検討協議会では、多度津町内における部活動及び部活動地域展開に対する関係者の考え方の大枠を捉えるため、アンケートを実施した。まず、教職員の実態について調べるため、令和7年2月に「教職員アンケート」を、また、令和7年9月に「町内児童（5・6年生）」「中学生生徒（全学年）」「町内児童・生徒の保護者（全対象）」「卒業生」に対して、それぞれグーグルフォームを利用してアンケートを実施した。なお、卒業生に対してのアンケートにおいては、現中学生の兄弟に限定して行った。

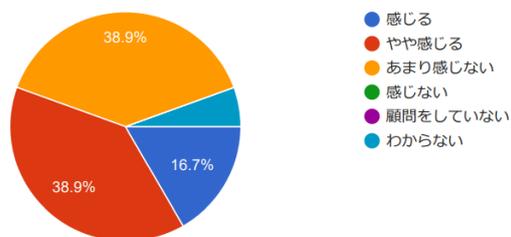
① 教職員に対するアンケート

教職員に、部活動全般の意見を聞いた。「学校が部活動を行うことは必要か。」「部活動顧問としてやりがいや楽しさを感じるか。」「今後も部活動の指導に携わりたいか。」という設問は、二極化した意見となった。逆に「部活動の週休日担当は避けてほしい（72.2%）」部活動の課題として、「教員の負担が大きい（80.6%）」「指導者不足（75.0%）」「保護者クレーム対応（72.2%）」の設問では、回答割合が7割を超え、教職員の意思として出ている。また、兼職兼業による部活動への関わりの意思は、希望をもっていない教職員が多い。その他、他市町との合同部活動への指向も高い。休日謝金については、かなりの教職員が「3,601円～5,000円」を妥当としている。また、多くの教職員は、受益者負担に肯定的な意見をもっている。

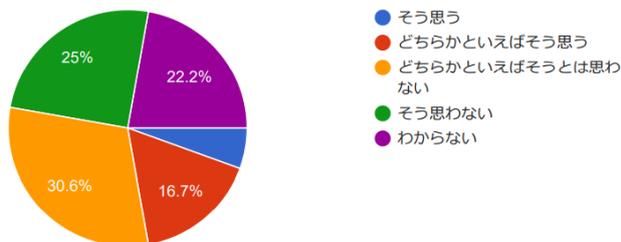
Q 5 あなたは学校が部活動を行うことは必要だと思いますか。



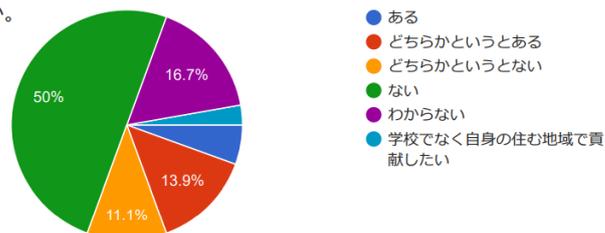
Q 8 あなたは部活動顧問としてやりがいや楽しさを感じますか。



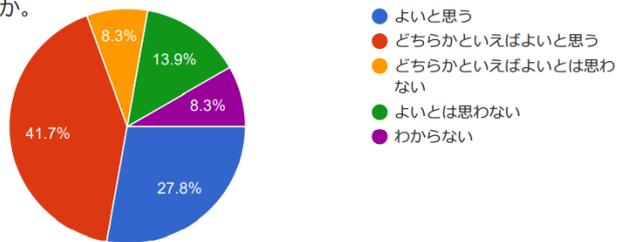
Q 15 あなたは、部活動の指導は学校の教員が行った方がよいと思いますか。



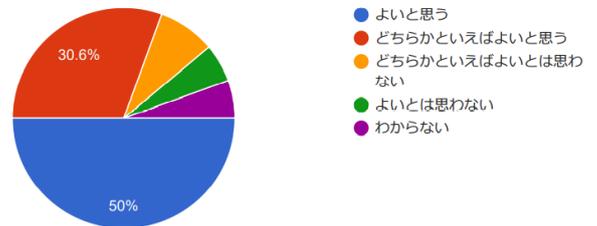
Q 20 国は部活動を指導したい教員に対し、兼職兼業の許可を得ることにより、指導に携わることが可能と示しています。この制度が整備された場合、あなたは、これを活用して指導したいという希望はありますか。



Q 2 1 部活動で生徒に、学校の教員以外の指導者から専門的な指導を受ける場合、有償で受けさせること（受益者負担）についてどう思いますか。



Q 2 3 あなたは部活動が他市町との合同部活動になるとしたらどのように思いますか。（例 部員が少なくチーム編成ができないので、近隣の中学校と合同で練習をし、合同チームとして大会に出場する。）



② 児童・生徒に対するアンケート

③ 保護者に対するアンケート

この2つのアンケートは、同時実施を行ったこともあり、その分析も同一時におこなった。対象別の分析も行っているが、部活動の地域展開を考えた場合、対象者とそのステークホルダーの意思を比較することで、より効果的な対応につなげることも可能だと考える。

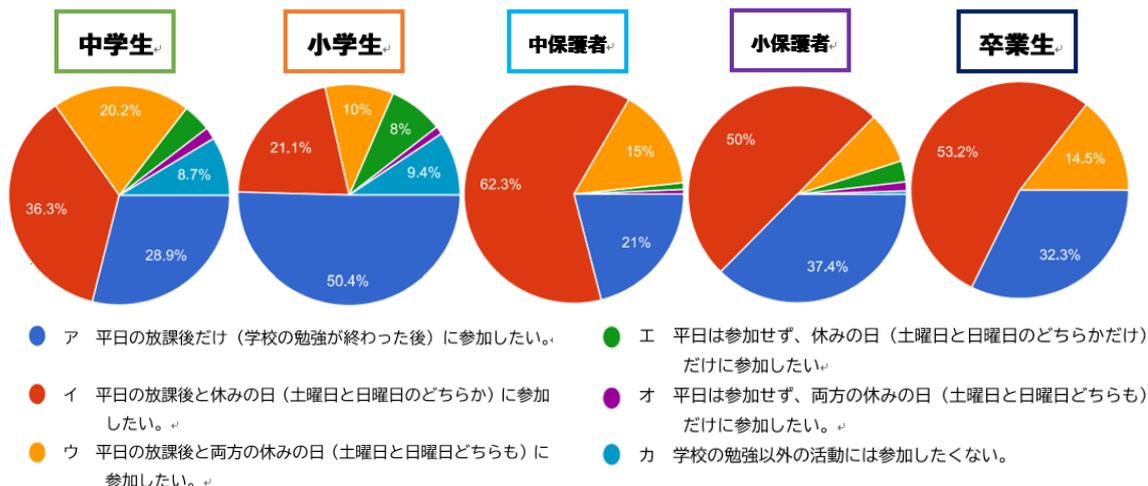
まず、休日における部活動指導時間である。これは、どのカテゴリーにおいても、概ね、国・県・多度津町が示している部活動ガイドラインに示されている「3時間以内」を支持している。ただ、休日に部活動に参加したいかとの問いに対しては、中学校関係、とりわけ中学生の保護者においては、「平日と休みの日1日」の部活動参加希望が多いが、小学生関係、とりわけ小学生においては「平日の放課後だけ」の参加希望が多い。中学校に入学後に、部活動への指向が高まる、もしくは、部活動への参加指向はもともと高くはなく、自分の時間を大切にしている意識が強まっていると言える。

部活動の意義については、全般的に、「自分の体力や技術を高めたいから。」という意見は多い。その中で、小学生や中学生は、「大会やコンクールなどで、良い結果を残したいから。」という意見が多い。保護者は、子どもの成長をよく考えているのか、「なかまとのチームワークや協力することなどを感じたいから」という意見が多かった。

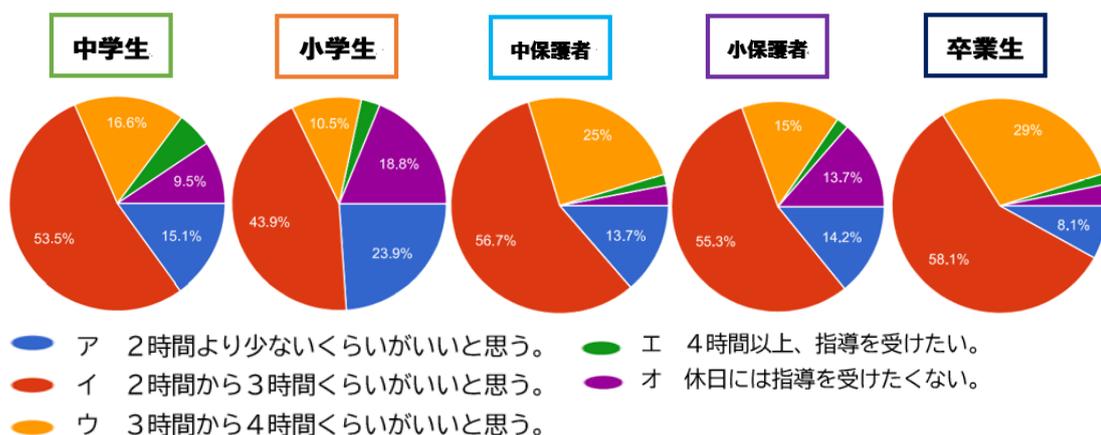
指導者像については、やはり「専門的な知識を持ちえる指導者」への指向が高いが、平日に指導をしている教職員に指導をしてほしいとの希望も多かった。学校との結びつきも大切にしたいという思いがここからはうかがえる。ただ、活動環境については「楽しくやさしい雰囲気」への指向が圧倒的に強い。なお、保護者からは、「専門的指導の享受には、地域移行も必要。」という意見があり、かつ、「教員の負担への配慮」「学校という場の教育的価値」を支持する意見も一定数以上ある。

なお、小学生の部活動参加希望から、現状において部活動の指向分散傾向が、このまま続いてしまうことが見て取られ、中学校単体では、チームの維持などにおいて、より困難性が高まるものと考えられる。

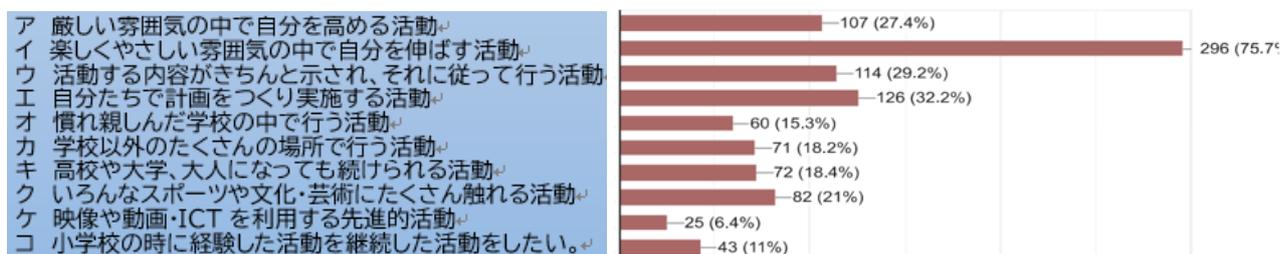
【代表設問】【中学校】あなたは、学校生活以外のスポーツや文化・芸術の活動(部活動も含まれます)に、どれくらい参加すべきだと思いますか。ア～カから一つ選んでください。



【代表設問】【中学校】休日にスポーツや文化・芸術の活動(部活動も含まれます)を行う場合は、どれくらいの活動時間がふさわしいと思いますか。ア～オから一つ選んで下さい。



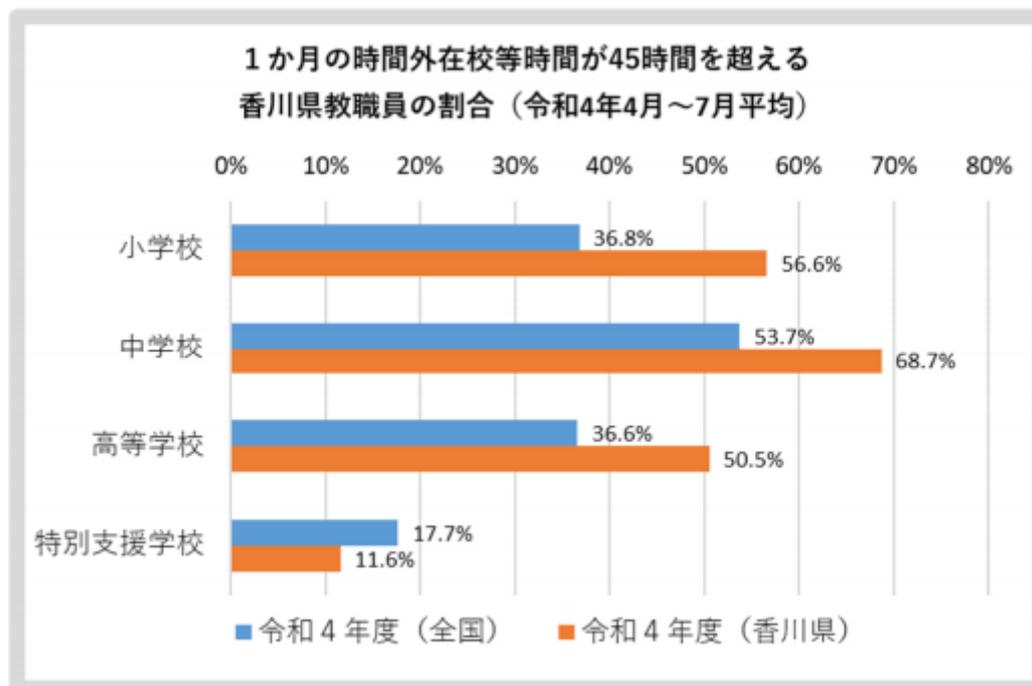
【代表設問】【中学校】あなたは、学校の勉強以外の、スポーツや文化・芸術の活動(部活動も含まれます)はどのような活動であるべきだと思いますか。当てはまるものをすべて選んでください。



データとしては【中学生】のものだけを示す。

(3) 教職員のはたらき方

教職員の忙しさは多くの場で叫ばれるが、具体的な実例が示されるものは、教職員団体の一面的な数値にとどまることが多い。ここでは、令和6年度に香川県教育委員会が、保護者対象に配布したパンフレットの中から、実質的な数値を掲載する。



令和6年度 香川県教育委員会「保護者・地域のみなさまへ 教員が、児童・生徒と向き合う時間を確保できる取組にご理解・ご協力をお願いします。」パンフレット

昨今の教員の負担軽減に対する各種取組により、現状は以前ほどではなくなってはいるものの、依然、教職員の労働負担が高い状況は続いている。また、この現状は、多度津町でも同じように続いている。

教員勤務実態調査（令和4年度）によれば、中学校における部活動担当教員の突出した時間外労働の長さが指摘されている。つまり、部活動は、教員のはたらき方を論じるうえでの、重大な課題の一つだと考えられる。

ただし、先ほどのアンケートにもあるように、部活動について、その成果が明確に存在し、「生徒を育てる」という点では、教職員の本来の目標とベクトルが同一であり、生徒の成長が具体として顕著に表れることは、教員の効力として喜びにつながる。また、専門性を併せ持つ、もしくはその種目等に共感できる教職員にとっては、活動そのものに喜びをもちえるという点があり、労働に対する耐性が身に付きやすい。

しかし、部活動の専門性をもちえず、その種目に興味や関心が低い者にとっては、その労務は負担そのものでしかない。しかしながら、教職員のほとんどは、「顧問」の受諾を行う傾向にある。それは、教職員の勤勉性や、前述の生徒の伸び等、意欲に基づいた結果でもあるが、強制労務的観点から、「顧問」を持っている点も忘れてはならない。その他に、学校という組織以外に、種目別の組織に入る教職員は、その場では学校・保護者・生徒の代表や代理人となり、種目別の組織のヒエラルキーの中で、

強制的に「従う」関係性づくりに組み込まれてしまう。また、勝利至上主義への保護者や地域からの圧迫、部活動への過度な生徒指導上の期待など、教職員のまじめさを逆手に取り、部活動の運営が強制化されていく現実は少なからず見られている。他に、期待に応えるための過度に強い指導も、見え隠れする場合がある。

2 基本目標と基本方針

(1) 基本目標

中学校の部活動は、スポーツ・文化芸術活動の環境を力強く構成し、かつ、生徒の心身の成長に大きく寄与してきた。しかし、部活動が社会全般の枠組み（生涯学習）から外れており、子どもたちの自然な発達の阻害や、スポーツ・文化芸術活動の非選択性、非専門的見地に基づいた指導、教員を含めた地域全般の非生産的な労働や活動につながっている部分があった。

今回、新たに構築しようとしている多度津町の取組の形（いわゆる『部活動の地域展開』）は、これらの課題を転換し、子どもたちに対する学校を含めた地域全体で支える良質な活動の提供につなげていかなければならない。一層の少子化等、さらに困難な場面の出現も予想されるが、それを地域の力、行政の力（広域行政を含む。）、学校の力を有機的に結び付けることで、スポーツ・文化芸術活動の、地域一体的、持続可能な体制づくりを町ぐるみで目指すことを目標とする。

(2) 基本方針

- ア 多度津町の実情をよく鑑み、町民のための真の生涯学習環境構築の良い機会として「部活動地域展開」を行う。
- イ 多度津町の「部活動地域展開」達成目標年度は、国の指針に併せ、令和13年度を目標とする。
- ウ 「部活動地域展開」の主体は、当初は多度津町教育委員会事務局が担い、運営団体、実施主体の自走可能性が高まった段階で、運営団体を主体として確定する。
- エ 「部活動地域展開」実践途上における各種課題については、継続的に実施する「多度津町部活動地域移行検討協議会」を中心に収集・協議する。生徒の活動を第一に捉え、本推進計画も含め、体制・実践の改善・改正を行う。
- オ 当面の間、教職員の協力を得る。但し、円滑な「部活動地域展開」を図るため、積極的な地域クラブ活動での実践を認め、兼職兼業の在り方についてもその都度検証する。
- カ 持続可能な「部活動地域展開」を図るため、合理的な思考・協議を取り入れる。そこでは、生徒の活動を支えることだけでなく、教職員・地域指導者・運営組織や行政が、それぞれ合理的な対応をできるだけ模索し、ウェルビーイングな体制づくりを目指す。

3 地域展開に向けたロードマップ

(1) ゴールイメージ

① 大まかな実施主体の在り方

部活動の地域展開により、部活動は、地域主体による子どもたちの活動機会の確保が行われるようになる。この場合、学校教育の一環としての部活動の在り方の良質な資源を受け継ぐ主体として「地域クラブ活動」を創設・認定する。「地域クラブ活動」は、基本的に、部活動ガイドラインの基準を厳守し、中学校体育連盟の大会に参加することができ、学校と情報連携し、協働的に生徒育成を行う団体である。それにより部活動が占有してきた時間帯の町有施設を優先的に利用することを可能とする。

なお、部活動の受け皿は、「地域クラブ活動」だけの想定とせず、育成目標に特化した、「クラブチーム」や、趣味嗜好的に創設された団体等を含め、それぞれに併せた認定基準を定め、広く認定するしくみをつくる。

なお、それぞれの活動団体は、あくまで任意の活動であるため、活動に係る費用は、基本的に受益者負担となる。但し、その負担が生徒の自主的参加姿勢を阻害することがないように、検討を続けていく。

部活動

位置づけ	学校教育の一環 (教育課程外)
実施主体	中学校
指導者	教員顧問 部活動指導員 外部指導者
参加者	多度津中学校の生徒
活動場所	多度津町内施設
移動手段	一般通学手段
費用	用具などの実費

地域展開後の活動

位置づけ	社会一般活動 社会教育活動
実施主体	地域クラブ活動(認定) クラブチーム(了承) 地域育成団体(認定) 保護者会活動(了承)
指導者	地域指導者 (ボランティアor報酬) 保護者 広域交流 教員(兼職兼業)
参加者	多度津中学校の生徒 地域の方との合同 一部広域参加生徒
活動場所	多度津町内施設 一部広域施設
移動手段	一般通学手段
費用	可能な限り低廉な会費(報酬対応も含む) 保険料・用具などの実費

② 生徒たちの活動の仕方はどう変わる？

「部活動」から「地域クラブ活動」は、生徒にとって大きな変化にならないように引き継ぐことが必要である。生徒たちが多様な種目に参加できる機会の確保、本町独自の間口の広い受け皿の設定、及び組織の柔軟な活動にも配慮する体制なども視野に、生徒たちの活動は以下のポイントがそれぞれ考慮される。

ア 中学校入学時に、基本的には一つの活動を選ぶ。

自主・自発的活動の視点から、「これをやりたい！」という気持ち、継続的に取り組むことの重要性を、活動の最初に確認することとする。

イ 「地域クラブ活動」及び「地域育成団体」は、選択制にも配慮する。

多様な種目に取り組みたい、総合的な人間力を養いたいという希望を持つ生徒には、期間を区切って、もしくは複数希望に対してできるだけ対応していく。そのため、「地域クラブ活動」及び「地域育成団体」には、生徒の気持ちに対する対応や配慮を求める。但し、それぞれの事情に鑑みたくえで、やむをえない場合は「種目を継続すること」を団体運営方針に入れることも容認する。

ウ ボランティア活動も、受け皿の一つとする。

社会奉仕活動など、福祉関係団体などの活動にも積極的に参加できる。

エ 「自分の能力自体を伸ばしたい！」も立派な受け皿活動である。

生徒自身で、そして家族や地域ぐるみで、生徒の健全育成に係る活動も受け皿と考える。また、生徒の自主的・計画的な学習活動や自己研鑽活動、プログラミング能力の向上、進路先開拓活動なども受け皿の一つと考える。（自主活動の申告制度を、学校と協力し検討する。）

オ 広域地域参加を模索する。

地域の範囲が限定的に、各種の施設がまとまっていることが多度津町の良い点であるが、さらに、他市町の生徒と切磋琢磨する機会の提供も模索していく。

カ 平日の活動についても検討を進める。

令和 13 年度に休日部活動の完全地域展開を目指しているが、その期限に関わらず、平日の部活動地域展開も検討を進めていく。また、学校と協力し、誰もが取り組める合同基礎トレーニングの場の設定など、基礎的運動能力、基本文化スキルの向上に係る平日部活動の新たな形も模索していく。



多中マスコット「タチュミ」サッカー編

(2) 多度津町部活動地域移行検討協議会と各種リソース

同協議会は、本町部活動地域展開の強力な核として、各種協議が行われている。今

後、この協議会においては、令和8年度当初には、国の名称変更にそって、「多度津町部活動地域展開検討協議会（以下、『検討協議会』という）」と変更し、地域展開の進行に併せ、各種課題の解決のための協議を行う。また、今後は、適切な指導者の募集など実働組織としても活動していく予定である。なお、指導者募集は、香川県が行っている「クラスポ香川」の活用も検討していく。

(3) 地域クラブ活動の認定について

部活動地域展開の基本は、「地域クラブ活動」の整備と、その環境へ生徒が参加することとなる。「地域クラブ活動」は、運営上のメリットを享受できるが、そのためには、部活動ガイドラインの順守をはじめとした管理事項の順守が必要である。これは、当分の間、多度津町教育委員会事務局が管理事項の設定と確認・点検を行う。なお、「地域クラブ活動の認定基準」は、国が策定し提示するものを基に、多度津町が定めることになる。その上で、多度津町独自に、運営団体としてどのように各種活動を認定するのか、その細部をさらに検討する。認定条件や申請方法は、令和8年度に実証的に行う2から3の地域クラブ活動の実践を元に構成する予定である。そして、実践を進めながら組織構成やその他情報収集を進め、運営方法を定めていく。

(4) 運営団体の在り方

運営団体は、令和8年度から、当分の間「多度津町教育委員会事務局」が対応する。運営していくための取組としては、構想・制度設計・移行業務統括・検討協議会運営・活動エリア調整・他市町との調整・設備調整・案内パンフレット等・指導者講習や研修と育成・仕様書作成・申し込み受付・申請受付・保険加入と管理・参加料管理・指導者報酬支払いと管理・税務管理・実施主体の管理・指導者募集と調整・コンプライアンス管理などが想定され、その中から、合理的に取捨選択し、運営団体の役割を明確にする。その後、実施主体や学校とは、地域や外部委託なども考慮し、役割分担を検討する。このような作業を進めつつ、新たな運営団体への移行を目指すこととなる。



多中マスコット「タチュミ」少林寺拳法編

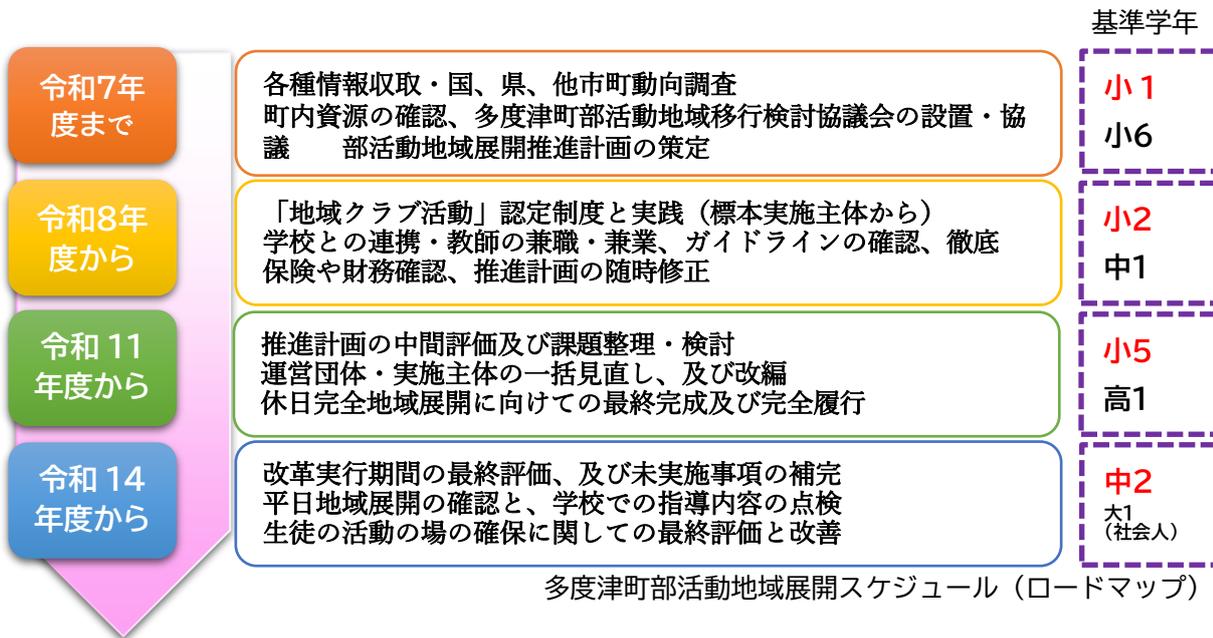
(5) スケジュール

全体的構想を町単独で広角的に設定することが困難なため、スケジュールの基本形は、現段階で国が示しているものを利用する。国や県の動向を見つつ、まだまだ変化していく条件や要素は多いと予測されるため、適宜見直しを図ることとなる。

新たなガイドラインの骨子（案）のポイント		
改革の理念等	<ul style="list-style-type: none"> ●急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実 ●障害のある生徒や運動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備 ●地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出 	
改革期間	令和5年度～7年度 「改革推進期間」	【中間評価】 令和8年度～10年度 「改革実行期間」（前期） 令和11年度～13年度 「改革実行期間」（後期）
取組方針	休日 改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す <small>※現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手（中山間地域や離島等で地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を推進）</small> 平日 各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進（まずは、国において実現可能な活動の在り方等を検証） <small>※学校部活動をベースとした地域との連携など、地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要</small>	
認定制度	民間クラブチーム等との区別や質の担保等のため、 国が定めた要件等に基づき、市町村等が地域クラブ活動の認定を行う仕組み を構築 【呼称】 「認定地域クラブ活動」 【想定される認定の効果】 公的支援（財政支援、学校施設の優先利用等）、大会・コンクールへの円滑な参加等 【主な要件】 活動時間（平日は1日2h程度以内、休日は1日3h程度以内）/ 休養日（週2日以上、休日のみ活動の場合は土日どちらか）/ 低廉な参加費 / 指導体制（日本版DBS活用を含めた不適切行為の防止徹底、指導者研修・登録等）/ 安全確保 / 学校等との連携	

部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議（第8回、令和7年10月27日開催配布資料）

本町における実質的なスタートは、令和8年4月からとなっている。検討協議会が中心となり、実施当初の運営団体となる多度津町教育委員会事務局が行うべき実施事項を定め、かつ、自走可能な実施主体、もしくは協力可能な地域団体と、契約・協力依頼・指示・協力をを行いながら、本町における改革実行期間に入る。



4 課題と対応

(1) ロードマップの修正方法

これまで、多度津町部活動地域移行検討協議会でも論議されてきたが、その方向性が議論の中で揃えられない一つの原因に、「国や県の方針は定まっていない。」ことがある。

抱えている課題があまりにも大きいという根本的な理由はあるが、国や県の方向性の見直し、実証事業の成果の検証も含め、本町のように小さな自治体は、その状況をよく見定めて、方針を決めていく必要がある。特に、必要財源については、確実な収入源が確定する前に、やみくもに実践内容を決めてしまうと、結果的に「生徒に影響が及ぶ。」ことになる。

起こりうる課題や事象に、すべて対応できるわけではない。しかしながら、できるだけ良い結果を導くためには、常にロードマップを見直し、必要事項は付加・削除・改善するなどの細やかなPDCAが必要になってくる。また、その場合は、常に最初に掲げた目的を確認しながら行う必要がある。これらのことは、検討協議会が中心となり、しっかりと対応していく。



多中マスコット「タチュミ」バスケットボール編

(2) 学校との連携

生徒の健全育成の核は、まずは家庭教育にあり、それを取り巻く社会教育が重要である。しかし、成長の幹はあくまで学校そのものにあり、学校は教育方針を明確にしておく必要がある。

今回の部活動地域展開は、これまでの部活動というシステムの良い部分を受け継ぐという観点からも、学校教育方針がしっかり浸透したものとなることが必要な条件である。

従って、部活動地域展開後の「地域クラブ活動」「その他の地域の活動」と、学校（中学校だけでなく、小学校や高等学校を含む。）は、十分な情報連携を行い、児童・生徒のもつそれぞれの良さを伸ばすための情報交換を行う必要がある。今後は、その連携体制の構築に努める。

但し、「地域クラブ活動」等、団体内活動において生じた生徒のトラブル等については、学校と情報連携を行うものの、その対処はその団体の責任において行うものである。

なお、「学校との情報連携」は、「地域クラブ活動」として認められた団体にとっての大きなメリットとなる。

(3) 大会の参加

中体連（主に香川県中学校体育連盟の略として利用）以外の大会については、各競技団体の連盟や協会の要綱を元に、地域クラブ活動等がそれぞれ大会参加申請をして、すべての対応について、当該団体が責任をもつことになる。

中体連の大会参加も、部活動地域展開以後は、当該団体が責任をもつことになるが、学校との情報連携の一環として、事務的作業を中心に、当面は学校や教育委員会事務局が支援を行うことになる。また、「地域クラブ活動」は、各種大会参加情報を学校と共有することとして、学校及び地域クラブ活動は、その情報を、生徒指導を始めとした生徒の健全育成に役立たされることになる。

なお、生徒の健全育成の核は、あくまで学校であり、そのためにも、学校は、社会全般に広く理解される学校の教育方針を提示する必要がある。



多中マスコット「タチュミ」野球編

(4) 多種多様な機会の提供

本町では、部活動地域展開後も、中学校部活動の基本形を踏襲し、「生徒の各種団体への参加は、1種目参加」の形を基本とする。但し、地域展開の主旨も踏まえ、多種目参加希望者には、できるだけ多くの種目への参加を可とする。将来的には、種目が他市町にまたぐ可能性もあるが、他市町との連携をとり、その形式での参加もできるように検討する。但し、種目においては、その指導性において、継続的な取り組みが必要な場合があり、地域クラブ活動の実施主体によっては、多種目参加への一定の制限を行う場合がある。

この事項は、「休日の指導体制」「平日の指導体制」にまたがる場合も同様に考え、できるだけ休日と平日は同一種目に取り組むことを基本とし、実施種目において別々の種目に参加する、もしくはどちらかを自主的に休止することが可能であれば、そのことを生徒に周知し、許可する形をとる。

だが、これらのことも、実施主体の考え方、もしくは将来的な学校における平日の部活動指導の在り方の見直しにおいて、基本形も含めて変更される場合がある。これらのことは、生徒・保護者の個別のニーズに関わることでもあるので、地域展開が持つ大切な意味を十分に踏まえた上で、各団体の参加要件に関して、できるだけ早期に、学校を通して生徒・保護者に情報発信することを模索する。

(5) 保護者負担について

教職員のはたらき方改革及び部活動の在り方が変化し、各種団体への参加は受益者負担が原則となる。これは、一般社会団体と同じ運営方式であるべきとの考えである。ただし、受益者負担が当たり前としても、地域クラブ活動は部活動の精神を引き継いだ多感な生徒への生徒指導や健全育成を支える団体であると考え、それらが民間団体であるとしても、受益者負担はできるだけ低廉になるように努めなければならない。本町は、国や県等の施策に注視しながら、他市町とも協調して、全ての生徒の活動参加機会が、低廉な負担により確保できるように努める。加えて、町内外

において、ボランティア的な活動については、随時受け付け、内容を精査の上、そのレベルに合わせて活動を支えることで、活動参加機会の拡充を図る。

ただし、現在まで部活動が長く続けられてきた経緯や背景、特に、教職員の献身的な努力により支えられてきた事実は無視できない。このことも含め、地域展開における受益者負担の事情をよく説明し、急激な負担発生にならないように留意しつつ、持続可能な活動体制が整うようにする必要がある。

(6) 活動施設について

多度津中学校を含めた各施設については、従来部活動で優先的に使用してきた場所、時間については、当分の間、現状行われている部活動を継続した形で設置され認定された地域クラブ活動の優先利用を認める。

5 その他

(1) 兼職兼業及び教職員の異動に対して

地域クラブ活動を中心とした部活動地域展開が始まって、当面は、教職員の部活動指導をお願いし、併用して活動を進めることとなる。その中で、特に地域クラブ活動の形式を希望する教職員、もしくは将来的に多度津中学校を去った後も、その種目の指導の継続を希望する者については、多度津町教育委員会に本人が申請する形で、「教職員による兼職兼業」の届をする。また、部活動地域展開の主旨を理解する小学校勤務の教職員にも、その協力を求めていく。

兼職兼業の届は、多度津町立学校に勤める教職員が多度津町教育委員会に対して行うものであり、教職員が学年末に異動となった場合は、兼職兼業届は取り下げられる。

(2) 保険・補償

地域クラブ活動を始めとした各種団体に所属する生徒には、学校の特別活動としての部活動時に適応されていた「日本スポーツ振興センター」は利用できない。そのため、事業主体（この場合はその他団体を含む。）は、所属する生徒に、確実にスポーツ傷害保険を適用させることを、活動の条件とする。

適用保険は、公益財団法人スポーツ安全協会の該当保険を推奨するものとするが、その他の保険でも、一定の条件を満たしていれば可能である。

なお、指導者保険についても、同様に必ず指導者各自が加入することを、活動の条件とする。

(3) 平日部活動との連携

改革実行期間は、原則「休日の部活動の地域展開」のための期間として、平日の部

活動の地域展開は、各種団体の意思により決定されるものとする。よって、当分の間、平日の部活動については、従来通りの形式で実施されることになるが、教職員の勤務体系も考慮した学校の経営方針により、その都度見直されることになる。なお、平日の部活動についても、その都度、検討協議会において、その在り方について協議していく。

加えて、平日部活動については、主に各種目や生徒育成の見地に立った基礎基本となるトレーニングやスキルアップが図られることになるため、実施主体は十分に学校と連絡・連携をとり、合理的な範囲において、その在り方を検討することになる。

(4) 免責事項(諸対応の合理性)

改革実行期間は、社会的な考え方の大きな転換が行われる可能性がある。また、昨今の本町を含めた地域社会の大きな変動が予想され、先行きが見通せない部分がある。これは、検討協議会、多度津町教育委員会をはじめ、運営団体、実施主体、各種団体においても同じことが言える。まず、安全管理・危機管理は、前述の諸団体の大前提として存在するものである。しかしながら、各団体が、子どもたちの健全育成に対して努力を継続する範疇においてのみ、予想困難な内容に関する指導内容を含めた体制、方向性、内容の変更などが行われることも想定され、その変更事項については各団体において免責されるものとする。これは、将来的に発足される運営団体や、当面の間事務に携わる教育委員会事務局に対しても適用されるものである。

(5) 研修・研究

部活動においては、対応する者が学校関係者であり、その者に関しての研修は重要実施事項として義務付けられていた。地域展開後の各種実施主体に属する指導者他の関係者においても、研修は義務とする。研修は、広く綱紀の遵守に基づくものから、安全管理や指導法等について、本町と香川県等が連携して実施する。将来的には、スポーツ少年団指導者や社会教育団体指導者対応研修を含めることも想定する。

(6) 地域発信・広報

本推進計画の実行には、地域社会の深い理解と強い支持、及び協力において、より効果を発揮するものである。従って、検討協議会、及び運営主体は、広く町内外に、その内容を分かりやすく発信することに努める。



ぜひ確認をお願いします。

QRコード
(多度津町 HP
リンク)

おわりに

ある教師は、前日の夜半まで生徒指導に駆り出され、短い睡眠に体をしぼりつけられながらも、やはり早朝定刻に運動場に現れ、テルスターデザインのボールを片手に構え、朝日をバックに生徒を待ち受けていた。どこからともなく現れた中学生たちは、何の指示を受けるでもなく、自然とボールを準備し、黙々と基礎練習を始めた。両者の額には、初夏のさわやかな汗が流れ、それは落下の瞬間に、ほんの一滴分だけ輝いた。その光跡には何物にも代えがたい教育の物語が描かれていた。

上記は部活動の一例です。長きにわたり学校教育において実践が積み重ねられてきた「部活動」には、その歴史の中で、紙面に書ききることのできないくらい多くの成果を積み上げてきました。その内容は、学習指導要領解説（総則編）において、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資する」と記載されています。しかし、この明文化は平成29年3月からであり、それは、中学校教育で長年積み重ねられてきた自発的な部活動が成し遂げた多くの成果が認められ、ようやく学校教育の一部として見直されてのことでした。

暑い夏も、寒い冬も、師弟共に一つのテーマに取り組み、苦楽を共にしたその道のりは、簡単には言い尽くせない財産を教育の場に残しています。その大きな財産は、たとえ部活動の在り方が変遷しても、その精神だけは学校教育の場から引きはがしてはならないものともいえるでしょう。

また、町の大切な財産としても、この機に再考することが必要です。

部活動の地域展開は、より広い生徒の活動の場の確保や、来るべき少子化時代の学校教育への対応、さらに、教師だけにその負担を押し付ける不合理の解消のため実践されるべきものですが、今一度、本町に住む多くの方々に、子どもたちを育てることの重要性や、命のリレー、文化芸術・各種スキルの伝承も含めた生涯教育の在り方も含めて、あらゆる教育の在り方をより多面的・多角的に論じていただくためのよき機会にもなります。

コンパクトにいろいろな伝統や人材が集まるこの多度津町だからこそ、今回の改革・改善を輝かせることができる。そのような自信や自負と共に、多くの困難も予想されますが、未来に生きる子どもたちのより健やかな成長のために、この機会を生かせればと考えます。

最後に、新たな活動に参加する生徒が、将来の多度津町民として、集団が小さくても立派に社会の成員として活躍できるように、地域展開も含め、関係各位の一層のご支援ご協力をお願いするところです。